

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(1)「情報流通プラットフォーム対処法（以下、「情プラ法」という。）」及び改正「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「改正条例」という。）」をふまえた施策等の推進に関して、下記の諸点について回答されたい。

1)「情プラ法」が成立・公布され、1年以内に施行される予定である。「情プラ法」及び「改正条例」の趣旨等をふまえ、インターネット（以下「ネット」という。）上の部落差別の撤廃に向けてどのように取り組もうとされるのか。大阪府としての基本的な考え方を示されたい。

（回答）

- 大阪府では、条例に基づき、府民が被害者にも加害者にもならないよう、インターネット上の人権侵害の解消に向けた施策を総合的に進めているところです。
- これまで、いわゆる同和地区の所在地などの情報をインターネット上に流布させるような人権侵害情報については、人権擁護機関である法務局やプロバイダに対して、市町村と連携し、削除要請を行うとともに、このような情報の削除が進むよう、市町村への助言や研修等を実施してきたところです。
- 今後は、これまでの取組に加え、改正条例に基づき、人権侵害情報について、積極的に削除要請や説示及び助言に取り組み、その事例を積み重ねるとともに、情プラ法の政省令の制定状況や運用状況等も注視しながら、国に必要な提案を行ってまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(1)「情報流通プラットフォーム対処法（以下、「情プラ法」という。）」、及び改正「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「改正条例」という。）」をふまえた施策等の推進に関して、下記の諸点について回答されたい。

2) 今後、政省令に基づいて「情プラ法」を具体化する取り組みが進められることになるが、大手プラットフォーム事業者（以下「大手PF事業者」という。）が作成・公表する「削除指針（仮称）」に、「同和地区の識別情報の摘示」が削除の対象となるよう大阪府知事名で要望するなど、積極的に働きかけられたい。

（回答）

○ 大阪府では、情プラ法で定められた侵害情報の削除対応等について、実効性のあるものとしていくためには、国が適切な運用ルールを定め、事業者に対して必要な助言や指導をしっかりと行っていくことが重要であると考えています。

○ 今後は、情プラ法の政省令の制定状況や具体的な運用状況等を注視しながら、大手プラットフォーム事業者への働きかけについても検討してまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(1)「情報流通プラットフォーム対処法（以下、「情プラ法」という。）」、及び改正「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「改正条例」という。）」をふまえた施策等の推進に関して、下記の諸点について回答されたい。

3)「情プラ法」第24条で、大手PF事業者に「侵害情報調査専門員（以下「調査専門員」という。）」の選任が義務づけられたことを受けて、大阪府として「調査専門員」に部落問題をはじめハンセン病問題など「日本固有の人権課題に正しい理解と認識を有する者」を選任するよう積極的に働きかけられたい。

（回答）

○ 大阪府では、情プラ法に基づき、大規模プラットフォーム事業者が、部落問題をはじめとする日本固有の人権課題や誹謗中傷等に関して正しい理解と知識を有する者を「侵害情報調査専門員」に選任し、ネット上の人権侵害に対して適切な対応をとっていただくことは重要であると考えています。

○ 府としては、国に対して、先月29日、市長会や町村長会と要望活動を行うとともに、大手プラットフォーム事業者への働きかけについても検討してまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(1)「情報流通プラットフォーム対処法（以下、「情プラ法」という。）」及び改正「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「改正条例」という。）」をふまえた施策等の推進に関して、下記の諸点について回答されたい。

4) ネット上の部落差別をなくすために、「改正条例」により整備された「指針」及び相談窓口（ネットハーモニー）の取り組みに大いに期待するところである。実際に被害を受けた者等からの相談（あるいは連絡・通報）があり、「指針」に基づき対処するまでの流れを示されたい。あわせて被害者からの相談から削除申請までの支援、あるいは「指針」に基づいた施策等に関して、府内各自治体はもとより府民、事業者等に対してわかりやすく周知し、普及させていくことが重要と考えるが、大阪府としてどのような取り組みを進められるのか示されたい。

（回答）

- 大阪府では、昨年 11 月にインターネット誹謗中傷、トラブル相談窓口「ネットハーモニー」を開設するとともに、本年 4 月より、改正条例及び指針に基づき、インターネット上の差別的言動に対するプラットフォーム事業者への削除要請の拡充や、発信者への説示・助言を行うこととしたところです。
- 具体的な削除要請の流れについては、被害者が「ネットハーモニー」に相談された場合は、当該窓口にて削除要請手続きの助言を行い、被害者自身が削除要請を行ってもなお、侵害情報が削除されない場合に、被害者からの申出に基づき、大阪府が削除要請や発信者への説示・助言を行うことを基本としています。
- 大阪府では、改正条例や指針の内容について、府ホームページ等を活用し、府民や事業者等へのわかりやすい周知に努めてまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(1)「情報流通プラットフォーム対処法（以下、「情プラ法」という。）」、及び改正「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「改正条例」という。）」をふまえた施策等の推進に関して、下記の諸点について回答されたい。

5) ネット上ではまた外国人のみならず、障がいのある者や生活保護受給者、野宿生活者などに対する「ヘイト行為・言動」が頻発している。特定した個人ではなく、社会的・経済的マイノリティ等に対する誹謗中傷や「不当な一般化」による誤解や曲解を流布・拡散させ、差別・偏見をあおる言動等は、改正条例に基づく「指針」で対処する問題とされるのか、大阪府の考え方を示されたい。

（回答）

○ 大阪府は、これまでネット上での同和地区の摘示や外国人差別（ヘイトスピーチ）に関する情報について、削除要請を行ってききましたが、本年4月より、改正条例及び指針に基づき、人種、社会的身分、障がい等の共通の属性を理由とする権利侵害情報についても、削除要請の範囲を拡充したところです。

○ お示しの言動等につきましては、今後、個々のケースごとに判断し、条例や指針に基づいて対応してまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(1)「情報流通プラットフォーム対処法（以下、「情プラ法」という。）」及び改正「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「改正条例」という。）」をふまえた施策等の推進に関して、下記の諸点について回答されたい。

6)「情プラ法」及び「改正条例」の趣旨・目的をふまえて、削除等の取り組みを府内全自治体にも協力を呼びかけて、積極的に推進していくための方針等を示されたい。具体的にはモニタリングの実施・推進、子どもから高齢者まで「インターネットリテラシー」など支援を要する被害者への対応と支援策及び教育・啓発の推進方策について示されたい。

（回答）

- インターネット上の人権侵害情報の解消に向けた取り組みを進めるためには、府と市町村が連携し、削除要請などに取り組んでいくことが必要であると認識しています。
- 今年度、府内市町村職員を対象とした「市町村人権相談主管課長連絡会議」や「大阪人権行政推進協議会」において、改正条例、指針、ネットハーモニー等、府の取り組みについて説明を行ったところであり、引き続き、積極的に市町村と連携を図ってまいります。
- また、インターネット上の人権侵害情報に係るモニタリングについては、現在、実施している市町村があることは承知しています。大阪府としては、これらの事例を集約・分析し、府内の全市町村に情報提供することで、広域自治体としての役割を果たしてまいります。
- さらに、教育・啓発の推進方策については、年間を通して、ターゲティング広告を活用した啓発や、企業・学校に向けた出前講座を実施するとともに、11月を集中取組月間として、プロスポーツチームとの連携による啓発、デジタルサイネージ、鉄道駅等でのポスターの掲示等を実施するなど、幅広い世代にインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供してまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

（1）「情報流通プラットフォーム対処法（以下、「情プラ法」という。）」及び改正「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「改正条例」という。）」をふまえた施策等の推進に関して、下記の諸点について回答されたい。

7）「情プラ法」「いじめ防止対策推進法」及び「改正条例」をふまえ、SNS上のトラブルから人権侵害、いじめ等を受けるおそれがある児童生徒への相談・支援方策、及び子どもたちがインターネットを通じたいじめ等にまきこまれていないかどうかを監視する取り組みを検討されたい。

（回答）

- 高校生については、日常生活や学校などの様々な場面においてインターネットを活用する機会が増加するため、SNS を利用するうえで加害者にも被害者にもならないよう、インターネットリテラシーを身に付けさせる必要があります。
- そのため、すべての高校生が履修する「情報」での学習をはじめ、IT 企業と連携した教材作成などの取り組みにより、生徒のインターネットリテラシーの育成に取り組んでいます。また、いじめの早期発見・対応のため、すべての府立高校において年3回いじめ等アンケートを実施するとともに、トラブル等の相談窓口について府人権局が所管する「ネットハーモニー」をはじめとした複数の相談窓口を周知しているところです。
- さらに、生徒が ICT 機器を活用する場面がますます増加すると考えられる中、府教育庁として、教員研修や先進事例の共有などを通じて、情報社会における個人の責任と情報モラルの指導に向けた各校の取り組みを支援してまいります。
- 府内小中学校の児童生徒に対しては、SNS上のいじめやトラブルがあった際に、子どもたちが即時に相談できるよう、「ネットハーモニー」や「被害者救済システム」等の相談窓口を、市町村教育委員会を通じて学校に周知するとともに、チラシやカードにして配布する等、子どもたちに届くように工夫を行っています。
- また、インターネット上のいじめ等を教職員が早期発見できる仕組みとして、定期的にスクリーニングやいじめアンケートを実施するとともに、その結果をスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに分析し、些細な子どもの変化に気付くことができるよう各校で取り組みを進めています。
- 加えて、インターネットの活用に関わって、その特性を理解したうえで子どもたちが利用できるようにするための予防教室や、ネットを通じた人権侵害等への対処方法について、市町村教育委員会と警察等の関係機関が参加する会議において紹介し、未然防止やトラブル対応について、市町村教育委員会が各校に対して指導助言できるよう働きかけているところです。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課（傍線部について回答）

教育庁 市町村教育室 小中学校課（波線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

（2）あいつぐ戸籍等不正取得事件への対策強化へ

- 1）府内全市町村での「被害告知実施要領」の導入・実施に向けて、大阪府として積極的に働きかけられたい。

（回答）

○ 戸籍等不正取得事件への対策については、令和5年10月に「被害告知実施要領」（ひな型）を取りまとめ、府内市町村に策定の働きかけを行い、現在では府内23団体で「被害告知実施要領」を策定いただいています。

○ 要領未策定の団体に対しては、今年度も引き続き働きかけを行っており、ヒアリング等により「不正のおそれの判断が困難」や「具体の事務手続きがわからない」等の課題を把握しています。

○ そのため、実際の事務の流れや不正のおそれの判断基準などについて他団体から情報を収集し共有するなど、働きかけと並行して策定に向けての支援を行ってまいります。

（回答部局課名）

総務部 市町村局 行政課

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(2) あいつぐ戸籍等不正取得事件への対策強化へ

2) 戸籍謄抄本の第三者による取得をさらに厳格化するよう政府・関係省庁に働きかけを強化されたい。

（回答）

- 不正取得事件は職務上請求書を不正に使用した事案が多いため、関係省庁や各士業団体に対し、職務上請求書の適正使用の周知・徹底等に加えて、請求時の疎明資料の提示又は提出の徹底等が図られるよう引き続き働きかけてまいります。

（回答部局課名）

総務部 市町村局 行政課

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(3) 部落差別解消にむけた実態把握と部落問題研修の充実・強化に関して

- 1) この間、発生・発覚した部落差別事件（ネット上の差別も含む）に関して、府内各自治体にも協力を呼びかけて、差別事象への対応（初期対応や事実確認の取り組み状況、課題等の抽出、今後の部落問題学習・研修への反映など）等について集約・分析を行うなど、差別事象調査を実施されたい。

（回答）

- 大阪府では、差別事象を集約し、分析することは、同和問題等人権問題解決のための有効かつ効果的な人権施策の推進に大きな役割を持つと認識しています。
- そこで、府や府関係機関で発生した差別事象については、庁内所管部局を通じて、また、市町村で発生した差別事象については、市町村の人権施策担当部局を通じて、府人権局が各々集約し、必要に応じて指導、助言を行っているところです。
- また、毎年、府の兼務職員や市町村担当職員向け研修等を通じて、事象が発生した場合の対応方法等についての周知を図るとともに、集約した差別事象についても情報共有を行っています。
- さらに、年2回、大阪府、大阪市、堺市、並びに、府市の教育庁、教育委員会の担当者が集まって差別事象集約会議を行い、事例紹介や意見交換なども行っています。
- 今後とも、市町村等の関係機関と連携し、差別事象の集約に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

- 【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して
 (3) 部落差別解消にむけた実態把握と部落問題研修の充実・強化に関して
 2) 府内各自治体の行政職員、及び学校関係者の部落問題研修・人権研修の実態を把握され、今後の部落問題研修・人権研修のあり方に関する基礎資料とされたい。

（回答）

- 府内市町村に対し人権研修の実施状況等について調査することとしており、調査結果については、今後の研修に活用できるよう市町村へ情報提供する予定にしています。
- 昨年度の府立高校の同和教育の実施状況をみると、同和問題に関する教員向けの校内研修、生徒向けの学習ともにすべての府立高校で実施しました。
- 今年度も、すべての府立高校において、同和教育が実施される予定です。
- また、教育センターでは、同和問題をはじめとする人権教育研修を小中学校・府立学校問わず、経験年数別や職階別、課題別で行い、そのアンケート結果をもとに各研修内容の改善・充実を図っています。
- とりわけ、令和2年度からは府立学校を対象に年間を通じ複数回の悉皆研修を実施し、その内容を踏まえて、全ての府立学校で同和問題に関する校内研修を行っているところです。同和問題は今後も取り組んでいくべき人権問題の一つであり、教職員が同和問題について正しく認識できるよう、研修の充実に一層努めてまいります。
- 小中学校課として、市町村ヒアリングを通して、各市町村において実施している人権教育に関する研修の内容や回数等の把握に努めているところです。
- 政令市を除く府域公立小中学校においては、例年7割以上の学校で同和問題をテーマとした校内研修を実施しており、8割以上の学校において個別的な人権課題に係る研究授業を年1回以上実施しています。
- これらの取組みの状況を丁寧に聞き取り、その内容について市町村教育委員会の指導主事及び教職員に向けた人権教育に係る研修の充実に向けて参考としております。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権擁護課（傍線部について回答）
 教育庁 教育振興室 高等学校課（波線部について回答）
 教育庁 市町村教育室 小中学校課（太字部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(3) 部落差別解消にむけた実態把握と部落問題研修の充実・強化に関して

3) 2025年に予定される「人権問題等に関する府民意識調査（以下「府民意識調査」という。）」の実施にあたり、大阪府の関係職員からも抽出して実施され、府全体との比較検証を図られたい。

（回答）

○ 大阪府職員等に対しましては、8月及び9月に実施予定の職員研修において、同和問題を含め人権問題に関するアンケートを実施いたします。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(3) 部落差別解消にむけた実態把握と部落問題研修の充実・強化に関して

4) 「部落差別解消推進法」を具体化した教育・啓発の充実へ、「部落問題学習・部落問題啓発」に係る方針及び計画の検討へ、同和問題解決推進審議会へ諮問されたい。

（回答）

○ 研修等の実施に当たっては、「大阪府人権教育推進計画」を踏まえ、職員等の部落問題をはじめとする人権問題の理解を深めるとともに、更なる資質向上に向けて取り組んでまいります。

（回答部局課名）

府民文化部 人権局 人権企画課

府民文化部 人権局 人権擁護課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

(3) 部落差別解消にむけた実態把握と部落問題研修の充実・強化に関して

5) 隣保館活動を通じた実態把握の検討状況について示されたい。府民意識調査の実施にあわせて実態把握が実施できるよう、当該自治体への協力等を働きかけられたい。

（回答）

○ 隣保館は重層的支援体制整備事業の実施にあたり重要な役割を果たす機関であると認識しています。重層的な支援体制の中で、隣保館が地域福祉の推進役としてさらに活躍するための調査の実施手法等について研究し、隣保館の機能強化に努めてまいります。

○ 今後、隣保館の相談事業を通じた調査を行った結果、仮に、人権侵害につながる事象があれば、必要に応じて、市町村に対して助言や情報提供を行うとともに、市町村から報告があった事象をとりまとめて、差別事象集約会議や市町村主管課長会議に資料として提供してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課（傍線部について回答）

府民文化部 人権局 人権企画課

府民文化部 人権局 人権擁護課（波線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して
 （4）改正住宅セーフティネット法をふまえて、住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化にむけた取り組みが進められようとしている。被差別部落には公営住宅団地が多数あり、高齢者を中心に独居世帯も激増している。公営住宅の「政策空家」等の積極活用や目的外使用の弾力的な運用など、部落問題解決の視点から防災（減災）、安全・安心の居住支援のあり方に関して、大阪府としての基本的な考え方を示されたい。府内すべての自治体での居住支援協議会の整備とともに、居住支援協議会を中心に進められる居住支援活動を部落問題の解決に役立てていくため、被差別部落で居住支援活動、生活支援等の地域福祉活動に取り組む団体の意見等を反映することができるよう働きかけを強化されたい。

（回答）

- 「住まうビジョン・大阪」に基づき、福祉施策等とも連携し居住支援の仕組みを機能させつつ、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅といった住宅ストック全体を活用して、居住の安定確保を図るため、取組を進めています。
- 具体的に、民間賃貸住宅において、地域の実情に応じて住宅確保要配慮者一人一人にきめ細かな居住支援を行えるよう、居住支援法人や不動産事業者等の連携による市区町村単位での居住支援協議会の設立支援を進めています。
- 公的賃貸住宅については、公営住宅の空室の目的外使用として高齢者見守り・交流拠点等に活用しているほか、居住支援に関わる団体が参加する研修会で目的外使用について周知するなど、居住支援法人に活用いただくような働きかけを行い、居住支援の枠組みとも連携しながら、既存ストックの有効活用を図っています。
- 令和6（2024）年5月に改正された住宅セーフティネット法を踏まえ、住宅施策と福祉施策のさらなる連携により、居住支援体制の強化に向けて取り組んでまいります。
- また、府内で居住支援に関わる事業者間で情報共有・意見交換を行うため、令和3（2021）年度から、居住支援法人や不動産協力店、市町村等の関係者を集めた交流会を実施し、高齢者や障がい者等住宅確保要配慮者の支援に取り組む団体や他府県市の居住支援協議会から、事例紹介等をしていただいています。
- 引き続き、このような場を活用して、様々な居住支援活動に取り組む団体へ働きかけを行ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【1】「部落差別解消推進法」の具体化と部落差別解消・人権行政の推進に関して

（5）求職者を対象とした「SNS（裏アカ）調査」問題など就職差別の実態把握に関して、関係団体等と連携をとった取り組みの進捗状況等について示されたい。また厚生労働省が、就職活動を行っている大学生等を対象に「公正な採用選者に係るアンケート調査」を実施しているが、関係団体等に働きかけて、同調査に協力するよう周知等を図られたい。

（回答）

- まず、学生の就職差別に関しては、府内大学等で構成する「大阪府内大学等就職問題連絡協議会（大就連）」と連携し、問題事象の把握に努めており、その状況を「公正採用・雇用促進会議」へ報告し、再発防止や啓発手法の検討に活かしているところです。
- しかしながら、就職差別につながる問題事象の報告がここ数年少なく、大就連で議論を重ね、LINE や キャリタスUC といった、学生と大学間でのコミュニケーションツールを活用した仕組みを考え、昨秋から4校で試行的に実施したところです。
- その結果、SNS（裏アカ）の差別事象の報告はなく、就職差別につながる問題事象の報告が2件ありました。今後、同会議において課題等を検証しつつ、学生への啓発手法とあわせてよりよい方法となるよう検討するとともに、実施校を倍増させるなど、取り組みを拡大していきます。
- なお、「SNS 調査」の実態把握は、昨年度、本府で要望を行い、その後、厚生労働省が実態把握のためのサンプル調査を行ったと聞いています。府としては、こうした動きを注視しつつ、SNS 調査における禁止事項などを法令等で定めることなどを、引き続き要望しています。
- 最後に、お示しの厚生労働省実施の「アンケート調査」については、開始直後、大就連加盟校に文書で周知するとともに、本年6月開催の大就連総会において、大阪労働局が詳細を直接説明するなど、その周知を行ってきたところです。
- 今後とも、大阪労働局と連携して周知等に努めます。
- SNS 調査については、主に大学生の採用選者において問題化したものと認識していますが、高校生でも同様の事象が起こる可能性があります。同様の事象が生じたことを把握した際や「本人同意の手続き」が行われたことが発覚した際には、教育庁へ報告することを府内公私立の進路指導担当教員に対して周知したところです。
- なお、高校生の就職においては、生徒が受験後、必ず「就職受験報告書」を学校に提出させることとしており、報告書をもとに教員が個別のヒアリングを行うなど、就職問題事象の把握に努めているところです。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労働環境課（傍線部について回答）

教育庁 教育振興室 高等学校課（波線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【2】「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）」及び「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「大阪府困難女性支援基本計画」という。）」の具体化に関して

（1）「困難女性支援法」の具体化へ、「大阪府困難女性支援基本計画」に盛り込まれた趣旨・内容の普及・啓発、困難女性の支援窓口の周知、各自治体での取り組みに温度差を生じさせないような働きかけ等を行うのか、今後の方針等について示されたい。

（回答）

- 令和5年度、府として市町村説明会を2回開催し、法の趣旨や活用可能な予算及び府基本計画の方向性を示すとともに、「困難女性支援法」の施行に向け、市町村において相談窓口の設置等、支援体制を整えていただくよう呼びかけてまいりました。本年4月からは、府のホームページに、府や各市町村の相談窓口一覧を掲載し、周知をしているところです。
- 併せて、令和6（2024）年2月に実施した市町村アンケートでは、半数以上の市町村で、今後、市町村基本計画の策定を予定していることを把握しました。引き続き、市町村に対し、好事例の展開を行うほか、府女性相談センターが関係市町村と実施する個別ケース支援調整会議等を通じて、女性支援体制の構築を働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【2】「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「困難女性支援法」という。）」及び「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「大阪府困難女性支援基本計画」という。）」の具体化に関して

（2）困難な問題を抱える女性の自立支援を支える「女性相談支援員」の配置状況を示されたい。また専門的な資質を有した相談員の育成・支援、及び相談支援活動を持続可能なものとする身分保障に関して、大阪府としての基本的な考え方を示されたい。

（回答）

- 府基本計画を策定した令和5年度においては、府内14市において婦人相談員（女性相談支援員）が配置されており、令和6（2024）年2月に実施した市町村アンケートでは、半数以上の市町村が、女性相談支援員を配置もしくは配置を予定しているとの回答をいただいております。困難女性支援法の施行により、女性相談支援員や女性相談窓口職員が対応する相談の多様性はより高まると考えられることから、令和6年度より、初任者研修の大部分をオンライン化し、配信することで、1年を通じて必要な時期に受講できるよう整備しております。また、府女性相談センターにおいて、市町村女性相談支援員、相談窓口職員への助言等のスーパーバイズに取り組んでおります。
- なお、女性相談支援員について、国に対し、各地域のニーズに応じた体制整備が可能となるよう、常勤で配置する場合にも財政措置を講じることを要望しているところです。

（回答部局課名）

福祉部 子ども家庭局 家庭支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【3】大阪公立大学における「大阪人権博物館の収蔵資料の保存・活用・展示」にあたって

- (1) リバティおおさかの収蔵資料を、大阪公立大学を中心とする教育・研究のみならず、学校教育や社会教育（生涯学習）、成人教育としても活用していくことの必要性・重要性について見解等を示されたい。
- (2) 大阪公立大学におけるリバティおおさかの収蔵資料の活用・展示にあたって、物心両面での支援策を講じられたい。

（回答）

- リバティおおさかの収蔵資料については、現在、大阪公立大学において、受け入れに向けて調整を進めており、大学が所蔵する他の資料と併せて、貴重な人権学術資料として主体的に活用することを検討しているところです。
- 府としても、大学設置団体として、今年度中に結論が得られるよう努めるとともに、大学の求めに応じ、必要な協力を行ってまいります。
- また、当該資料の学校教育や社会教育等での具体的な活用については、それぞれの学校や団体、事業者等において、こうした大学が行う活用・展示内容を勘案し、判断されるものと考えます。

（回答部局課名）

副首都推進局
府民文化部 人権局 人権企画課
教育庁 市町村教育室 地域教育振興課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【4】2001年9月19日「大阪府における今後の同和行政のあり方について（答申）」で示された基本目標「部落差別を解消し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、周辺地域と一体となったコミュニティの形成を図ること」の今日的な現状を把握することを目的に、当該自治体に協力を呼びかけて、隣保館で実施されている相談や事業活動を通じた実態把握を検討されたい。調査結果を「重層的支援体制整備事業」における今後の隣保館（隣保事業）の役割と機能のあり方検討に反映されたい。

（回答）

- 隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、相談事業等を通じて、日常生活上の困難な課題等の把握や解決に不断に努められており、重層的支援体制整備事業の実施にあたり重要な役割を果たす機関であると認識しています。
- 一方、市町村が整備する重層的な支援体制の中で、隣保館が地域福祉の推進役としてさらに活躍するためにも、隣保館の機能強化が必要と考えているところです。
- このため、大阪府では、これまで隣保館の相談事業を通じ、地域住民が抱える課題や相談傾向、支援事例の把握に努めてきたところですが、隣保館の機能強化に向け、必要な項目を把握するための調査の実施手法等について研究してまいります。
- また、重層的支援体制整備事業の実施に際しては、第5期大阪府地域福祉支援計画に隣保館の取組みをコラムとして紹介するほか、隣保館が「地域の支援関係者等」に含まれることなどを市町村地域福祉担当課長会議等を通じ、引き続き、市町村に発信してまいります。
- 隣保館の機能強化については、今後、隣保館の相談事業を通じた調査を行った結果、仮に、人権侵害につながる事象があれば、必要に応じて、市町村に対して助言や情報提供を行うとともに、市町村から報告があった事象をとりまとめて、差別事象集約会議や市町村主管課長会議に資料として提供してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課（傍線部について回答）
府民文化部 人権局 人権擁護課（波線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

(7)「性暴力救援センター・大阪SACHICO（以下「SACHICO」という。）」に関して、下記の諸点について見解等を示されたい。

- 1) 大阪では、性暴力被害者支援の中核となるワンストップセンターとしてSACHICOが、その重要な役割を果たしてきていると考えるが、大阪府としての評価を示されたい。

（回答）

- SACHICO は性被害の負担軽減及び被害の継続化防止に大きな役割を果たし、その取組を継続して行っていくことが重要であると考えています。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 治安対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

(7)「性暴力救援センター・大阪SACHICO（以下「SACHICO」という。）」に関して、下記の諸点について見解等を示されたい。

2) 大阪府内で発生・発覚した性暴力等犯罪の認知件数は、全国でもワースト上位にある。緊急対応も含めた性暴力等への対策を府政の重要な施策の一つとして位置づけて、大阪府としての拠点施設を整備すべきと考えるが、見解等を示されたい。また性暴力等の救済・支援へ、その他の民間医療機関との連携をどのように図ろうとしているのか示されたい。

（回答）

- 危機管理室では、性犯罪・性暴力被害者支援について、SACHICO と連携し、平成 27（2015）年度より、府警察や府内の協力医療機関等の協力を得て、SACHICO を核とした性暴力被害者支援ネットワークの構築に取り組み、平成 30（2018）年9月には、全ての2次医療圏ごとに少なくとも1つは協力医療機関が存在する体制（10 協力医療機関）が整い、ネットワークによる支援を行ってきました。
- また、SACHICO を核としたワンストップ支援センターの体制の充実や関係機関との連携体制の構築に向けて、令和 6（2024）年度には拠点病院の対応を補完するための支援拠点施設内に SACHICO 分室の新設運営を支援してきたところです。
- このワンストップ支援センター及び10の協力医療機関等で構成される「性暴力被害者支援ネットワーク連携・協力会議」の開催を通して、医療従事者の性犯罪被害者支援スキルの向上、被害者心情に配慮した証拠物採取と保管体制の構築に努めております。

（回答部局課名）

政策企画部 危機管理室 治安対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。